

議案第 1 1 3 号

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年川崎市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条及び第 9 条に規定するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者の収入又は資産の状況についての報告等に係る規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。